

事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金のご案内

町内における次世代自動車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの排出を削減することを目的として、東浦町では燃料電池自動車トラックを導入する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金を受けることができる方

次のいずれかに該当する事業者の方

- 1 燃料電池自動車トラックを購入する事業者又は4年（積載量2トン以下のものは3年）以上のリース契約により燃料電池自動車トラックを事業者に貸与する自動車リース事業者であること。
- 2 導入する燃料電池自動車トラックは、初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車であること。

次の要件を満たす事業者の方

- ・ 自らの事業に使用する目的で燃料電池自動車トラックを導入する事業者であること。
- ・ 導入する燃料電池自動車トラックが補助対象事業者の自社製品でないこと。
- ・ 導入する燃料電池自動車トラックの自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リース契約の場合は、自動車検査証上の所有者は、原則自動車リース事業者であり、使用者は当該車両のリースを受ける事業者であること。
- ・ 自動車検査証上の使用者が町内に事務所又は事業所を有すること。
- ・ 町税を滞納していない事業者であること。
- ・ 暴力団員ではない事業者または、暴力団と密接な関係を有しない事業者であること。

補助金額

- ・ 燃料電池自動車トラック 1台につき **30万円**
車検証の登録年月日が令和7年4月1日以降令和8年3月31日までの自動車対象です。

申請の時期

令和8年3月31日まで（令和8年3月に新車登録した方は令和8年4月30日まで）に必要な書類を環境課窓口まで提出してください。

お問合せ先 東浦町 環境課 環境マネジメント係

TEL 0562-83-3111（内線 282）

東浦町ホームページ（<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>）

「事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金」のサイトをご覧ください。



補助金の受給手続きの流れ

1 交付申請（代理人による申請可）

○次の書類を直接環境課窓口までお持ちください。

（車検証の交付年月日が令和7年4月1日以降のものが対象です。）

【購入の場合】

- (1) 燃料電池自動車導入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）
- (2) 自動車検査証記録事項の写し
- (3) 事業所証明書その他町内に事務所又は事業所を有することを確認できる書類
- (4) 町税に未納の額（納期未到来額を除く。）が無いことを証明する完納証明書
- (5) 請求書その他購入した燃料電池自動車トラックの車両本体価格が確認できる書類の写し
- (6) 請求書（様式第5）
- (7) 口座情報等が確認できる通帳等の写し

【リースの場合】

- (1) 燃料電池自動車導入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）
- (2) 自動車検査証記録事項の写し
- (3) 申請者及びリースを受ける事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し
- (4) リースを受ける事業者が町税に未納の額（納期未到来額を除く。）が無いことを証明する完納証明書
- (5) 請求書その他購入した燃料電池自動車トラックの車両本体価格が確認できる書類の写し
- (6) リース契約書の写し及び納期ごとのリース料金が確認できる書類（補助金相当額の値下げが反映された定額リース料金が分かる書類であること。）
- (7) リース車両明細書（様式第2）
- (8) 請求書（様式第5）
- (9) 口座情報等が確認できる通帳等の写し

※環境課窓口または東浦町ホームページ「事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金」で様式は入手できます。ご記入いただき、申請時に併せてお持ちください。



2 交付決定通知（申請者へ通知）

書類審査を行い、補助金交付の可否について決定通知書を送付します。



3 補助金支給

ご提出いただいた請求書をもとに指定の口座へ振り込みます。